

## 尾張旭市教育委員会（7月）定例会次第

日時 令和6年7月17日（水）

午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告

別紙のとおり

4 付議事件

(1) 第11号議案 尾張旭市社会教育委員の委嘱について

(2) 第12号議案 令和7年度使用教科用図書の採択について（資料当日配布）

5 その他

6 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和6年8月28日（水）午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）



II 愛日地方教育事務協議会（令和6年7月4日（木） 於：豊明市役所）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 「学校文書事務の手引」編集委員会について
- (3) 令和6年度中学校教育課程委員会について
- (4) その他

4 報告・連絡事項

- (1) 事務局からの連絡依頼事項
  - ・研究委嘱校研究発表会  
北名古屋市立西春小学校 11月20日（水）
- (2) その他

5 その他

- (1) 事務所からの連絡依頼事項
  - ① 教育事務所長挨拶
  - ② 教育事務所からの指導事項
    - ・次長兼総務課長
    - ・指導第二課長
  - ③ 教育事務所からの連絡・依頼事項
- (2) その他

6 閉会のことば

I 令和6年度第2回尾張部都市教育長会議

(令和6年7月2日(火) 於:あま市 あま市役所)

1 開会

2 会長あいさつ

一宮市教育長 高橋 信哉

3 開催市長あいさつ

あま市長 村上 浩司

4 愛知県教育委員会あいさつ

事務局長 川口 佐織

5 愛知県教育委員会からの連絡事項

(1) 当面する人事行政の課題について

教職員課 担当課長 山田 洋暢

(2) 中高一貫教育に係る進捗状況について

あいちの学び推進課中高一貫教育室 室長 木全 貴治

(3) フレキシブルハイスクール及び夜間中学の設置について

あいちの学び推進課 課長補佐 木村 奈美

(4) アジア競技大会・アジアパラ競技大会を通じた小中学校での学習等について

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課 主査 松原 直史

6 協議議題

(1) 議題1 非常勤養護教諭の任用について 【一宮市】

(2) 議題2 中学校の水泳授業について 【知多市】

(3) 議題3 スクールソーシャルワーカーの活用について 【あま市】

7 諸連絡

8 次回開催

開催市 長久手市

日時 令和6年10月30日(水) 午後2時から

場所 長久手市文化の家 森のホール

9 閉会のあいさつ

# 第2回尾張部都市教育長会議 愛知県教育委員会 説明資料

## 教育長説明資料

令和6年7月17日(水)  
教育委員会定例会(7月)報告資料

1

### 愛知県の動き ～県立高 存続に危機感～

#### ①「2,700」

⇒人気低下で、145校で過去最多の「2,700人」近い欠員が出た。

#### ②「57,000」

⇒少子化で、中学3年生が、現在の7万人から「5万7千人」まで減る。  
(2035年)

- このままでは、200学級（20校分以上）の削減が必要に。  
⇒「特色化」、「魅力化」を進める！

2024.7.12 中日新聞

2

# 県立中高一貫校について①

## 1 ねらい

### チェンジ・メーカーを育てる

～ 自分らしさの探究と創造・チャレンジ～

～ 一人一人異なる個性をもつ子どもたちの可能性を最大限  
引き出す学びの実現～

～ 誰もが社会の変革者となる学びの推進～

## 2 育てたい生徒像

○ 答えの無い課題に対して、問いを立て続けることができる生徒

○ 多様性を尊重し、互いの良さを生かすことができる生徒

○ 積極的にチャレンジし、粘り強く取り組むことができる生徒

3

# 県立中高一貫校について②

## 第1次導入校（探求学習重視型 中高一貫校）【令和7年4月～】

タイプ	学校名（所在地）	導入のイメージ
SSH実施校	明和高校（名古屋市） 半田高校（半田市） 刈谷高校（刈谷市）	○スーパーサイエンスハイスクールの探究的な学びをベースに、中学校段階から教科横断的な文理融合の探究的な学びに取り組む。
グローバル探究実施校	津島高校（津島市）	○国際理解コースで取り組んでいる国際交流等の取組をベースに、中学校段階から探究的な学びに取り組む。 ○国際探究科に学科改編し、国際バカロレアを踏まえた探究的な学びを実践する。 ○中学校・高校への国際バカロレアの導入を目指す。
音楽科設置校	明和高校（名古屋市）	○中学校段階から、充実した環境の中で個々の才能を最大限に伸ばし、現代社会とのつながりを意識したアーティストを輩出する。

4

## 県立中高一貫校について③

第2次導入校（探求学習重視型 中高一貫校）【令和8年4月～】

タイプ	学校名（所在地）	導入のイメージ
SSH実施校	豊田西高校（豊田市）	○スーパーサイエンスハイスクールの探究的な学びをベースに、中学校段階から教科横断的な文理融合の探究的な学びに取り組む。
	時習館高校（豊橋市）	○スーパーサイエンスハイスクールとあいちグローバルハイスクールの取組をベースに、中学校段階から教科横断的な、文理融合の探究的な学びに取り組む。 ○ 中学校・高校への国際バカロレアの導入を目指す。
グローバル探究実施校	西尾高校（西尾市）	○ 国際交流や地元のことを学ぶ取組など、中学校段階からグローバルな探究学習に取り組む。 ○ 中学校・高校への国際バカロレアの導入を目指す。

5

## 県立中高一貫校について④

第2次導入校（地域の教育ニーズ対応型 中高一貫校）【令和8年4月～】

タイプ	学校名（所在地）	導入のイメージ
不登校経験のある生徒の能力、可能性を引き出す学校	日進高校（日進市）	○ 年間総授業時間数を低減できる「学びの多様化学校」として設置し、不登校の生徒が、高校卒業まで安心してゆとりをもって学ぶことができる中高一貫校。 ○ 1学年1学級（40人）。中学校・高校同時スタート。
外国にルーツのある生徒の能力、可能性を引き出す学校	衣台高校（豊田市）	○ 外国にルーツのある生徒が、教科学習にゆとりをもって学ぶことができる中高一貫校。 ○ 1学年1学級（40人） ○ 母語・母文化にも焦点を当てた教育プログラムを、大学等と連携して研究。 ○ 特別の教育課程による日本語指導活用。
地域を支える人を育てる学校	美和高校（あま市）	○ 地域での様々な活動を通して、地域にとってかけがえのない高校を目指す中高一貫校。 ○ 中高間の教育課程の接続・連携や教員・生徒間・地域・大学・専門学校間の交流を強化。キャリア教育の推進、探究科目の増加など高校の魅力化。

6

# 県立中高一貫校について⑤

第2次導入校（高度ものづくり型 中高一貫校）【令和8年4月～】

タイプ	学校名（所在地）	導入のイメージ
AI・データサイエンスに興味・関心をもつ生徒の能力、可能性を引き出す学校	愛知総合工科高校 （名古屋市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工科高校の施設と教員を生かした中高一貫教育。</li> <li>○ 1学年1学級（40人）。</li> <li>○ 中学校段階からものづくりに触れ、中高6年間、専攻科を含めると8年間で、DX（デジタルトランスフォーメーション）をリードする人材を育成。</li> </ul>

7

# フレキシブルハイスクールについて①

## 1 ねらい

不登校経験者など多様な学習ニーズを持つ生徒にとって、  
 学びやすい高校として「全日制」・「昼間定時制」・「通信制」  
 の3課程を一つの学校内に置き、フレキシブルに行き来して学べる  
 新しいタイプの高校

## 2 設置校【令和7年4月～】

設置校	特徴
佐屋高校（愛西市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全日制課程を自分のペースで学ぶことができる「単位制」に。</li> <li>・ 小規模の昼間定時制課程と通信制課程を新たに併置。</li> <li>・ 通信制課程のスクーリングを原則平日に実施。</li> <li>・ スクーリングのない日にも登校し、質問や自習が可能。</li> <li>・ 他の課程に「転籍」し、同じ学校で学び続けることが可能。</li> <li>・ 「併修」制度により、在籍する課程とは異なる課程の科目を履修し、単位を取得することが可能。</li> </ul>
武豊高校（知多郡武豊町）	
豊野高校（豊田市）	
御津あおば高校（豊川市）	

8

# フレキシブルハイスクールについて②

**フレキシブルハイスクール**

自分らしい学びも、自分に合った環境で  
～全日制 定時制 通信制が一つの学校に～



**単位制**  
全日制・定時制・通信制のどの課程でも、74単位の以上修得することによって卒業することができます。  
(単位も取得あり)

**転籍**  
全日制・定時制・通信制のいずれかの課程から別の課程へ移ることができます。  
(学びごとに転籍あり)

**併修**  
他課程の授業も受けるとができます。  
(学びごとに同時受講・定時制・通信制でも3年での卒業が可能です)

**多様な学びに応える場所**

フレキシブルハイスクールでは、自分の学びたい科目を選択できるチャンスが多くあります。自分の興味のあることを学びたい、得意科目を伸ばしたいと考えている方に最適な学校です。

2025年4月  
愛知県4校で始まる!

**フレキシブルハイスクール対象校**



豊橋高校  
武豊高校  
豊野高校  
習志野高校

豊橋高等学校 豊橋市豊橋  
武豊高等学校 豊橋市武豊  
豊野高等学校 豊橋市豊野  
習志野高等学校 豊橋市習志野

## 県立夜間中学について

### 1 ねらい

日本語指導が必要な外国にルーツを持つ方や、不登校などの理由により中学校に十分通えなかった方に対する日本語の基礎指導や義務教育段階の学び直しに対応する。

### 2 設置校【令和7年4月～、令和8年4月～】

中学校名	設置校	開講時期
とよはし中学校（豊橋市）	豊橋工科高校	令和7年4月
とよた中学校（豊田市）	豊田西高校	
こまき中学校（小牧市）	小牧高校	令和8年4月
いちのみや中学校（一宮市）	一宮高校	



尾張旭市教育委員会

(令和6年6月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（6月）定例会会議録

- 1 日 時 令和6年6月26日（水） 午後2時00分
- 2 場 所 市役所3階 講堂（2）
- 3 出席者 教育長 三 浦 明  
委 員 山 本 真依子  
委 員 松 尾 功  
委 員 鈴 木 厚 子  
委 員 戸 原 弘 二
- 4 出席職員 教育部長 山 下 昭 彦  
管理指導主事 伊 藤 和 由  
教育政策課長 大 内 裕 之  
学校教育課長 山 田 祐 司  
学校給食センター所長 三 浦 明 美  
図書館長 松 原 友 雄  
文化スポーツ課長 周 防 康 尚  
指導主事 杉 野 智 昭  
生涯学習課公民館係長 戸 田 慎 也
- 5 従事職員 教育政策課長補佐兼教育政策係長 中 川 暢 顕  
教育政策課副主幹 稲 生 さより
- 6 傍 聴 者 3名

7 会議に付した事件

- (1) 第9号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
- (2) 第10号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	<p>本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから6月定例教育委員会を開催します。</p> <p>さて、6月21日に統計開始以来4番目に遅い梅雨入りが発表されました。平年と比べると2週間程度遅く、梅雨入りが早かった昨年と比べても3週間程度遅くなっていますが、近年の異常気象から今年はどのような梅雨になるのか気になります。また、民間気象会社のコメントでは、今年の梅雨はメリハリ型とのことで、これは、「降る時はザッと降り、晴れる時は、危険な暑さが隣り合わせとなるため、警戒が必要。」とありました。</p> <p>こうした気象に関する発表は、子どもたちの命を守る防災情報として、大切な情報であります。特に、この梅雨の季節、いわゆる出水期には、大雨、豪雨といった大きな災害も起こる可能性があります。命を守る情報として、注意していただきたいと思います。</p> <p>そして、危険な暑さという点で、熱中症も対策していかなければなりません。こちら、先の気象会社のコメントですが、「今年の夏の気温は、全国的に平年より高く、観測史上最も暑かった昨年に匹敵する暑さとなる。35度以上の猛暑が続いたり、地域によっては40度前後の酷暑になる恐れがある。」とありました。毎年、どこかで、熱中症による死亡事故が報じられます。私たち教育委員会は、小中学校の子どもたちや、スポーツ、生涯学習に参加される方など多くの方々と接しております。基本的な熱中症対策を呼びかけ、対策を行い、学校、スポーツ施設、文化、生涯学習施設で、熱中症の事故が起こらないようにするのが、私たちの役割でもあります。事務局の皆様、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、続いて私からの報告をさせていただきます。</p> <p>本日の報告は1件でございます。教育長の現場訪問とあります資料をご覧ください。</p>

	(資料に基づき説明)
	・学校プール委託事業
教 育 長	それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、5月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。
教 育 部 長	事務局から1点訂正のお願いがあります。5月定例会で学校教育課から報告いたしました「令和5年度中学校卒業生進路状況について」の資料を訂正するとともに、5月定例会会議録に訂正の旨、追記したいと思いますのでよろしくお願いたします
教 育 長	その他はいかがでしょうか。
	(無しの声)
	無いようですので、5月定例会会議録は訂正箇所を踏まえて承認します。会議録承認の署名を行う委員は、松尾委員を指名しますので、後ほどお願いします。
	次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
管 理 指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・6月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	3中学校の修学旅行が終了したと報告がありましたが、行先はどちらでしたか。
管 理 指 導 主 事	旭中学校が大阪方面、東中学校が関東方面、西中学校が北陸方面に行ったと報告を受けております。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教 育 政 策 課 長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・令和6年度尾張旭市中学生海外研修の参加者の決定について
	・年齢別人口から見た学校別・児童生徒数とクラス数について

教 育 長	<p>ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>中学生海外研修については、今回初めて1年生から3年生までを対象に募集し、それぞれの学年の参加が決定しました。1年生と3年生では、英語の能力に差があると思いますが、オリエンテーション開催時に何か支障があると感じたことがありましたか。</p>
教育政策課長	<p>先週土曜日に、第2回オリエンテーションがあり、その際に交流会で発表する出し物を何にするのか生徒たちに話し合いをしていただきました。その時の様子を見る限りでは、学年の差で何か不都合が生じるということはなく、3年生の生徒が上手に先導し、話し合いができていたので、心配はないと思います。</p>
鈴 木 委 員	<p>今後も継続して、1年生から3年生で募集をされるのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>先ほど説明しましたとおり、全ての学年から選ばれる結果になりました。ただ、1年生は中学生になって間がないこともあり、2次選考に残った生徒は少なかったのですが、研修時の様子や報告会の印象などを見させていただいて、次回も全学年を対象にするのか、過去に戻って3年生だけにするのかなどを決めていきたいと考えていますので、現時点では決まっておりません。</p>
鈴 木 委 員	<p>1年生から3年生までの全学年で募集をすると、1年生で選考されなかった生徒が、2年生で再チャレンジできて良いと思いました。</p> <p>選考方法の作文ですが、試験会場で書くのは大変と思うのですが、家で書かせると補正が入る可能性もありますので、今の選考方法で良いと思いました。</p>
教 育 長	<p>事務局は、海外研修の結果や本日委員の皆さんからいただいた意見を参考に事業を検証して、来年に向けて計画をしていただきたいと思います。</p>
鈴 木 委 員	<p>児童・生徒数推計についてですが、渋川小学校において1学年1クラスになる見込みと説明されましたが、このような状況が続いた場合、学校の統廃合も考えていくものなのでしょうか。</p>

教育政策課長	<p>1学年1クラスになりますと、クラス替えができないなど、学校運営上、課題が生ずることになり、好ましい状況ではないと思っています。</p> <p>ただ、尾張旭市の人口の状況を見ていますと、84,000人で増減を繰り返しており、急に人口が減るということは見込まれておりませんので、現時点で喫緊の課題として統廃合を検討していく段階ではないと考えています。ただ、いずれは学校を統廃合しなくてはならない時期が来るかと思いますので、適時適切に検討が行えるよう、文部科学省の資料や瀬戸市などの先進事例などを調査、研究し、本市の実情にあった学校の適正規模、適正配置について、整理していきたいと考えています。</p>
教 育 長	<p>旭小学校の1年生が来年4クラスになり、例年より1クラス増えるという推計結果が出ています。普通教室への転用が可能である室が4室あると記載されていますが、クラス数が確定した後、どのようなスケジュールで学校と調整していくのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>今回の推計では、旭小学校の教室が不足するということはありませんでしたが、この推計につきましては、転出入などの人口移動を含まない閉鎖人口を基に推計しています。ご指摘いただいた旭小学校区では、北原山土地区画整理事業や西大道町の民間宅地開発など、大きな宅地開発が行われており、子育て世代の転入が当然、想定されますので、この推計とは別に、転入者の状況をしっかりと把握したうえで対応していきたいと思っています。また、転用できる教室につきましては、学校側と調整しながら決めていかなければなりませんので、転入者の状況など、学校と情報共有を図りながら、クラスが増えた時には、適切に対応していきたいと考えています。</p>
教 育 長	<p>この推計では、特別支援学級数に変更がないものとしたとありますが、現実を見ると児童・生徒が増えることによって、特別支援の学級数も増えていくと教室が不足すると思いますので、しっかり学校側と調整をして、きちんと学校が機能するようによろしくお願いします。</p> <p>ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p>

	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・令和5年度中学校卒業生進路状況について(令和6年5月定例会資料訂正)
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
鈴 木 委 員	前回の報告で、東中学校の「上記以外のもの」の数値が異常値だったため、今回訂正があり納得できる数値となり安心しました。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・「アイナシ」イメージキャラクターの作成について
	・児童期の運動機会創出事業の実施について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	マメナシのキャラクター名称を募集した時には、どのくらい応募がありましたか。
文化スポーツ課長	令和4年度にマメナシのキャラクター名称を募集した時には、290点の応募がありました。
松 尾 委 員	マメナシのキャラクター名称を募集した時、キャラクターが複数いたように記憶していますが、今回のアイナシのキャラクターは別のキャラクターとなるのでしょうか。
文化スポーツ課長	初めに、小さくて可愛いマメナシのキャラクターの名称を募集した際に、表情の異なるデザインを資料に掲載していたため、そのように感じられたのだと思います。今回は、実が大きいアイナシのキャラクターの名称を募集となります。
松 尾 委 員	児童期の運動機会創出事業についてお聞きします。ビーチボールとはどのような競技ですか。ビーチバレーとは違うのですか。

文化スポーツ課長	ビニール製のビーチボールでバレーをするリクリエーションバレー競技になります。風船みたいに柔らかく突き指をしないので子どもたちが親しみやすいスポーツになっています。
松尾委員	小学校の部活動で実施していたバスケットボールはないのですか。
文化スポーツ課長	スポーツ協会の加盟団体には、バスケットボールがありますが、今回の運動機会創出事業では種目に含まれておりません。しかしながら当該事業とは別に、旭丘小学校、渋川小学校、本地原小学校では、地域の皆様が放課後の体育館開放事業として行っていただいております。
鈴木委員	部活動に代わるものという側面もあると思うのですが、まだ種類が少ないと思います。指導員の確保に苦労していると聞きますが、近隣自治体のように民間企業を導入して野球やサッカーができるようにしていただけたらと思います。
教育長	部活動の移行の関係で小学校4年生以上を対象にしていると思いますが、スポーツ協会が指導を行うということで、例えば小学校1年生から対象にするということは可能でしょうか。
文化スポーツ課長	スポーツ協会の皆様がスポーツを広めたいということで活動していただいておりますので、できれば対象年齢を広げたいと考えておられると思いますが、指導者の皆様から安全に指導ができる対象学年の希望を聞き、4年生からとさせていただきます。
教育長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 (無しの声)
教育長	次に、次第の4付議事件に入ります。 それでは、「第9号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」審議します。
学校給食センター所長	(資料に基づき説明) ・第9号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

鈴木委員	ローテーションでPTAの会長、副会長が学校給食運営委員会委員に任命されていると思いますが、お子さんがアレルギーで給食に関心がある方などがいらっしゃると思いますので、事前に希望を聞いても良いのではないかと思います。
教育長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 (無しの声)
	無いようですので、「第9号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第10号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」審議します。
指導主事	(資料に基づき説明)
	・第10号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
戸原委員	教育支援委員会は年に何回、どのように開催されますか。
指導主事	教育支援委員会は、年に2回開催されています。
戸原委員	年2回の議題の内容は、障がいがある方たちの一環した教育について議論されているのですか。
指導主事	基本的に障がいのある子たちの進学先や、特別支援学級に入るか入らないかなどを審議しています。
教育長	2回とも同じ内容でしょうか。あるいは、1回目と2回目と内容が違うのでしょうか。
指導主事	1回目に関しましては、在学児童・生徒の就学支援及び教育支援について話し合い、2回目に関しましては、新学齢児の就学支援及び教育支援について話し合います。
教育長	その他はいかがでしょうか。 (無しの声)



7月定例教育委員会報告

7月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和6年7月17日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

## 報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 6月議会について
管理指導主事	1 7月校長会議等について
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について
学 校 教 育 課	1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について 2 令和6年度学校運営協議会委員の任命について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	
図 書 館	
文 化 ス ポ ー ツ 課	1 第43回市民ゴルフ大会の開催について
全 課	

個人① 谷口 武司〔令和あさひ〕

1 給食における食べ残し減少への取組について

(1) 食べ残しの現状について

ア 一人当たりの食べ残し量の推移について

【教育部長答弁】

学校給食の食べ残し量につきましては、毎年度、小学校では2年生と5年生の全クラスを対象として、また、中学校では全学年のうちの2クラスを対象として調査しておりますので、この結果から算出した過去4年間の牛乳を除く「一人一食当たりの食べ残し量」の推移について、お答えをさせていただきます。

まず、小学校では令和元年度が44.9gであったのに対し、令和4年度も同じ44.9gと、変動はありませんでした。一方、中学校では、令和元年度が61.4gであったのに対し、令和4年度は4.2g減少の57.2gとなりました。

こうしたことから、「一人当たりの食べ残し量」につきましては、小学校、中学校ともに「ほぼ横ばい」の状態です。

イ 白米・牛乳の食べ残し量の推移について

【教育部長答弁】

学校給食の食べ残し量のうち、「主食」である白米と牛乳につきましては、毎年度、全小中学校の全学年、全クラスを対象として調査をしております。このため今度は、この結果から算出した過去4年間の「一人当たりの食べ残し量」の「平均割合」の推移について、お答えをさせていただきます。

はじめに、白米の「一人当たりの食べ残し量」の平均割合につきましては、小学校で、令和元年度11.8%であったものが、令和4年度には0.9%減少の10.9%となっております。一方、中学校では、令和元年度が18.1%であったものが、令和4年度には0.9%減少の17.2%となっており、いずれも「ほぼ横ばい」の状態です。

次に、牛乳の「一人当たりの飲み残し量」の平均割合につきましては、小学校で令和元年度12.6%であったものが、令和4年度には1.6%減少の11.0%となっており、こちらも「ほぼ横ばい」でありました。一方、中学校では令和元年度が17.8%であったものが、令和4年度には8.8%減少の9.0%となっており、若干ではありますが減少をしております。

ウ 市内小中学校別での食べ残し量について

【教育部長答弁】

市内小中学校別での食べ残し量として、令和4年度の学校別での牛乳を除く「一人当たりの食べ残し量」について、お答えをさせていただきます。

まず、小学校全体の「一人当たりの食べ残し量」は44.9gで、それを下回る学校は、29.3gの渋川小学校、31.6gの旭小学校、40.5gの三郷小学校、41.4gの東栄小学校、42.9gの本地原小学校の、以上5校となっております。

また、中学校全体の牛乳を除く「一人当たりの食べ残し量」は57.2gで、

それを下回る学校は、42.6gの西中学校と、53.2gの東中学校の2校となっております。

(2) 川西市に見るふりかけ論争について

ア 本市における白米・牛乳への食品添加物配付日の食べ残し量について

【教育部長答弁】

詳細な数値までは把握しておりませんので、令和4年度の小学校における「白米と牛乳への添加物」を配布した日の食べ残し量について、お答えをさせていただきます。

はじめに、白米の「一人当たりの食べ残し量」の平均割合は、先ほど申し上げましたとおり10.9%でありましたが、「ふりかけ」を提供した際の「一人当たりの食べ残し量」の割合は、7.8%減少の3.1%でありました。

また、牛乳の「一人当たりの飲み残し量」の平均割合は、こちらも先ほど申し上げましたとおり11.0%でありましたが、「ココア牛乳の素」を提供した際の「一人当たりの飲み残し量」の割合は、3.4%減少の7.6%でありました。

イ 本市において、生徒たちがふりかけ等の持込みを提案した場合の対応について

【教育部長答弁】

学校給食につきましては、栄養バランスを考え、徹底した安全管理の上で提供をしております。このため、そこに「ふりかけ」等が新たに加わりますと、基準以上の塩分の摂取や、思わぬアレルギー反応につながる可能性もあります。

事実、「ふりかけ」の持込みは、食べ残しを減らすための「手段」として挙げられるところではありますが、これについてはどちらかと言うと「学校給食」の観点よりも、「弁当の持参」の観点に近く、これによって「そのほかの添加物の持込み」へと拡大する可能性もあるため、特別の事情がない現時点においてはその導入に向けた考えはありません。

このため、まずは必要な栄養を安心して摂取できることを優先するとともに、ふりかけがなくても、児童生徒においしく白米を食べてもらえるような献立づくりを進めてまいりたいと考えております。

(3) 本市の学校給食とは

【教育部長答弁】

「学校給食」につきましては、学校給食法において「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と、適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」と位置づけられております。また、学習指導要領においては、特別活動の「学級活動」に関連する事項が示されており、「望ましい食習慣の形成を図ることの大切さ」や、「食事を通じて人間関係をより良くすることの意義」を理解することのほか、給食の時間の楽しい食事のあり方や健康に良い食事のとり方などについて考え、行動できるようにすることが求められております。

このため、本市の学校給食については「児童生徒が一日に必要な栄養のおよそ3分の1をとれるような献立を提供する」ということだけでなく、「給食の準備や会食、片付けなどといった「共同作業」を通じて、責任感や連帯感を養うとともに、学校給食に携わる人々へ感謝の気持ちなど豊かな心を育み、好ましい人間関係を育てる機会にすること」も、その存在価値の一つとして位置付けております。

今後につきましても、給食を教材としながら生産者の方々の努力や地域産業などへの理解を深めるとともに、これまでの御質問にもありました「食べ残し」に伴う環境問題や、食料自給率などについて考えるような機会も、充実していきたいと考えております。

(4) 学校での食べ残しに対する取組について

【教育長答弁】

学校給食に関しましては、食の大切さや必要な栄養摂取であることをまずもって指導しておりますが、そうした中で給食における食べ残しを減少させるため、各学校では様々な工夫を凝らした取組を実施しております。

その一例として、児童生徒が事前に「給食の摂取量」に関する目標を立ててシートに記入し、それを後で自己評価するといった取組をしている学校があります。

また、会食の時間を長く確保するため、準備に係る目標完了時刻を学級内で設定し、これを1週間にわたって達成できたら全校放送で紹介するといったユニークな取組をしている学校もあります。他にも、児童生徒で構成する「学校保健委員会」等において、全校に向けた啓発活動を実施している学校もあります。

なお、こうした取組の結果、食べ残しの減少にどの程度の効果があったかについては、具体的なデータが無いためお答えできませんが、いずれの取組も児童生徒が自ら考え、実践しているものでありますので、給食における食べ残し減少に向けた意識醸成には大きく貢献しているものと考えております。

個人⑤ 若杉たかし〔令和あさひ〕

2 県指定文化財「尾張旭市の棒の手」について

(1) 後継者の現状について

【教育部長答弁】

本市の棒の手の保存育成を担っていただいております「尾張旭市棒の手保存会」の会員数は、この10年間で半減した流派もありますが、5つある流派全体としましては、令和5年度の会員数が765人と、令和元年度の692人に対し、70人ほど増加しております。しかし、「後継者」という観点で、22歳以下に焦点を当てますと、令和5年度の会員数は392人で、令和元年度の421人と比べ、30人ほど減少しております。

また、そのうち中学生以下の令和5年度の会員数は313人で、令和元年度の348人と比べ、35人減少しております。こうしたことから、次の世代を担う保存会の会員数は、減少している状況にあります。

(2) 保存会活動の女性の参加について

【教育部長答弁】

保存会活動への女性の参加につきましては、尾張旭市棒の手保存会の役員会においても議題に上っており、5つの流派のうち検藤流、直心我流、東軍流、直師夢想東軍流の4流派においては、その参加資格や方法に違いはあるものの既に女性の参加実績があります。

また、流派によって対応内容は異なりますが、これらの4流派では、参加の際の衣装として「モモハバキ」、いわゆる「股引（ももひき）」の代わりに「白いズボン」を着用するなど、女性でも参加しやすい方法を考えておられます。なお、

女性の参加が無い無二流におきましても、今年度から女性参加に向けた検討をされているとお聞きしております。

(3) 次世代を担う保存会員を増やすために実施している事業について

【教育部長答弁】

棒の手の各保存会におかれましては、小学校での出前授業や保育園での演技披露会等を開催されておられるほか、子どもたちに合わせて練習の曜日を増やしたり、練習時間を早く又は遅くしたりするなど、次世代を担う保存会員の増加に向け、参加しやすい環境の整備に取り組んでおられます。

また、昨年度からは、市内初の「無形民俗文化財のクラブ化」としまして、無二流の皆さんによる「棒の手クラブ」の活動が旭小学校で開始されております。

個人⑥ 秋田さとし〔令和あさひ〕

1 子どもたちの学びの環境整備について

(1) ICTについて

ア 教員のタブレット端末スキルアップについて

【教育長答弁】

教員のタブレット端末のスキルについて、学校間や教員間で差が生じないようにしていくことは、重要なことと認識しております。そうした中で、授業を支援するアプリや、反復練習のためのドリルアプリなどを入れたタブレット端末の活用に関し、苦手意識を抱いている教員がいることは事実となっております。

なお、学習指導上のスキルは、単にICTスキルだけではないため、教育委員会としましては、学習指導もでき、ICT機器の活用にも長けた元教員を「ICT教育支援教員」として任用し、各学校での巡回指導を実施しております。

また、各学校におきましても、ICT機器を授業で活用する方法についての「校内研修」を行うなど、全ての教員のスキルアップを目指した取組を実施しております。

イ タブレット端末の活用方法について

【教育長答弁】

児童生徒につきましては、タブレット端末に入れた「授業支援アプリ」を活用して、教員から送信された課題に取り組んだり、意見を共有したりするような使い方しております。また、「AI機能搭載のドリル」を活用して、習熟を深めるような使い方もしております。さらには、端末の動画機能を活用して、理科の時間に記録した観察や実験の様子を振り返ったり、体育の時間に記録した自身の体の動き等を確認したりするような使い方もしております。また、最近では、自身の学習をまとめ、それを発表するため「プレゼンテーションアプリ」の活用を試みるような使い方も出てきております。

今後も、様々な教科や場面で、タブレット端末を有効に活用し、児童生徒の力を最大限に引き出すようにしていきたいと考えております。

(2) 学校図書館について

ア 本の数について

【教育部長答弁】

学校図書館の蔵書数に関する基準としましては、2種類ほどありますが、そのうち公立の義務教育レベルの学校を対象とした文部科学省の「学校図書館図書標

準」では、学級の規模に応じた蔵書数の基準が定められております。

このため、本市の小中学校では当該基準を踏まえて蔵書数を決定しており、小学校では11,000冊程度を、中学校では15,000冊程度を蔵書するようしております。

#### イ 古い本の管理について

##### 【教育部長答弁】

学校図書館に蔵書されている古い本につきましては、児童や生徒で組織する「図書委員会」や保護者の皆さんで組織していただいている「図書ボランティア」によって、本の破れを補修したり、外れた表紙を修繕したりするなど大切に管理をしております。

#### ウ 図書の電子化について

##### 【教育部長答弁】

「図書の電子化」は、書籍の紛失や破損が解消されるだけでなく、貸し出しや返却、督促等の手間が減るなど、学校図書の管理や運営の面においていくつもの利点があります。ただ、導入や継続的な運用に必要な費用のほか、学校での運用環境の整備などさまざまな課題があるため、具体的な検討までには至っていないのが実情となっております。

しかし、学校教育現場での「ICT化」につきましては、今後もより一層拡大することが予想されますので、こうした分野の動向につきましては、今後も引き続き注視してまいりたいと考えております。

#### エ 各学校図書の交換について

##### 【教育部長答弁】

学校図書館の蔵書につきましては、各校の裁量で選定しておりますので、その内容までは統一しておりません。したがって「どの学校にも、同じ本が置いてある」といった状態にはなっておりません。

### (3) 子どもの目の健康について

#### ア 小中学生の視力について

##### 【教育長答弁】

尾張旭市学校保健会がまとめた資料によりますと、視力低下の目安となる「裸眼視力1.0未満」及び「矯正視力のみ測定者」の割合を、令和4年度と、その10年前の平成25年度で比較した結果、小学生は、33.0%から42.4%に、また中学生は、50.6%から68.8%に増加しております。

なお、こうした推移と、タブレット端末やスマートフォンの利用との因果関係までは、この資料から確認できませんが、小中学生の視力につきましては、総じて「低下傾向」にあるところとなっております。

#### イ 視力低下を防ぐ対策について

##### 【教育長答弁】

現在、小中学校では、文部科学省が作成した「端末利用に当たっての、児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット」に基づき、視力低下を防ぐ指導を実施しております。ほかにも、10月の「目の愛護デー」に合わせて、保健委員会が「目の健康に関する保健目標」を設定したり、歌に合わせて「目の体操」を実施したり、さらには、企業の出前授業を活用して、「隠れ近視」について学んだりするなど、各校において工夫を凝らした指導を実施しております。

一例を挙げますと、メディアコントロール、これは、テレビやゲーム、タブレットなどの視聴時間を把握し制御することですが、自分が挑戦する時間などを設定して、その結果をカードに記入するといった取組を行っている学校もあります。また、保健体育や家庭科の授業を通して、目の健康についての指導を実施しているほか、保護者宛てにも、「各家庭でタブレットを長時間継続することなく、細かく休憩しながら使用すること」に関する協力依頼もしております。

#### ウ 学校での目の健康体操について

##### 【教育長答弁】

スマートフォンやパソコン等の利用が日常化していることを受け、ただいま御紹介いただきました「目の体操」のほかにも、最近では「ビジョントレーニング」や「目のストレッチ」など、様々な「目の運動」が注目されており、目の健康に対する世間の関心の高さが伺えるところとなっております。

こうした中、同じく電子機器の活用機会が増加しております小中学生におきましても、「目の健康」に対する意識の醸成が必要だと考えられますので、その一環として「目の健康体操」等の紹介も進めてまいりたいと思います。

#### 個人⑦ 勝股 修二〔愛知維新の会尾張旭市議団〕

##### 2 普段の姿勢や歩き方に気を付けるなどの新たな視点に基づく、市民の健康を増進する事業の質の向上について

##### (3) ウォーキングイベント実施時の方針について

##### 【教育部長答弁】

誰でも気軽に参加していただけるウォーキングイベントとして、春には、あさひ健康フェスタに合わせて「あさびースマイルウォーキング」を、また、秋には、紅葉の時期に合わせて「あさひ軽々楽々ウォーキング」を実施しております。

なお、それぞれのイベントの実施におきましては、どの年代の方でも安全に楽しんでいただけるようなコースを設定するとともに、それぞれのペースでウォーキングを楽しんでいただけるような時間配分も設定しております。

##### (4) 将来にわたって筋骨格系障害を防ぐための正しい姿勢を意識したウォーキングについて

##### 【教育部長答弁】

先ほど御紹介した「あさびースマイルウォーキング」や「あさひ軽々楽々ウォーキング」といったイベントでは、ウォーキングを始める前にスポーツ推進員の皆様の主導のもと、ラジオ体操等の準備運動を行っていただいております。

なお、御指摘のような筋骨格系の障害を防ぐとともに、生涯にわたって長くウォーキングを楽しんでいただくため、今後は、「怪我をしないための歩き方」を含めた「歩き方の姿勢」についての説明も参加者に対して実施することを、スポーツ推進員の皆様と検討していきたいと考えております。

#### 個人⑧ 櫻井 直樹〔市民クラブ〕

##### 1 小中学校卒業式の式典について

##### (1) 来賓祝辞と教育委員会告辞の代読について

##### 【教育長答弁】

「卒業証書授与式」は、学習指導要領に定める学校行事のうち「儀式的行事」に当たるもので、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清らかな気分を味わわせ、新しい生活の展開への動機付けとなるようにするとされております。

つまり、卒業生にとって「卒業証書授与式」は、区切りとしての「終わり」と、次の生活への出発という「始まり」の意味を持っており、特に中学校では、「義務教育の終了」という意味も大きいかと思えます。なお、本市には、中学校が3校、小学校が9校あるため、市長・教育長が、全校の「卒業証書授与式」に出席できないのが実情です。

そのため、卒業生に対する市長・教育長からのお祝いの気持ちを、できる限り、直接、言葉を発することで伝えたいとの思いから、代読で対応しておりますが、そのあり方につきましては、各学校との検討事項の一つとして位置付けてまいりたいと考えております。

## (2) 祝辞について

### 【教育部長答弁】

本市では、祝辞を「来賓者が述べるお祝いの言葉」として、また告辞を「市内の教育を管轄する機関が述べる言葉」として位置づけ、小中学校の卒業証書授与式において「市長祝辞」と「教育委員会告辞」を行っておりますが、どちらも学習課程を修了し、卒業することに対する祝いの、また励ましの言葉となるため、内容的にも近くなることは承知しております。なお、そのうちの「告辞」につきましては、その内容・名称ともに、時代の変遷に沿わなくなっている部分があると、かねてより感じております。事実、そのあり方につきましては、教育委員の間でも話題に上っており、先日も「まずは「告辞」という名称から見直してはどうか」といった議論をしたところであります。

このため、現時点におきましては、「来賓祝辞と教育委員会告辞の一本化」までは考えておりませんが、それぞれの実施方法につきましては、時機を見ながら見直してまいりたいと考えております。

## (3) 中学校の卒業証書授与について

### 【教育長答弁】

市内中学校の「卒業証書授与の流れ」としましては、卒業生一人ひとりが、舞台の中央や左端の階段を上がり、担任から名前を呼ばれた後に、校長から卒業証書を受け取り、舞台右端の階段を降りるような形をとっております。

なお、この卒業証書授与の形につきましては、会場となる施設の状況や、卒業生の人数を踏まえ、毎年各学校において個別に検討がなされ、設定されております。

## 2 学校教育における外国人児童生徒への初期日本語教育について

### (1) 初期日本語教育が必要な児童生徒について

#### 【教育長答弁】

愛知県は、産業構造の特性などから、日本語教育が必要な外国人児童生徒が大変多い地域となっております。

なお、市内の小中学校で日本語教育が必要な児童生徒数につきましては、各校で実施した「文部科学省関連の調査」によりますと、令和6年5月1日現在、10校で、21人在籍しており、それほど多い状況にはありません。

### (2) 初期日本語教育について

**【教育長答弁】**

本市におきましては、日本語の支援を必要とする児童生徒に対し、教員が別の教室で、単語から文章の練習を行う「個別指導」のほか、担任以外の教員が教室に入って、簡単な言葉に訳して伝える「特別指導」を行っております。

なお、その支援の形態につきましては、そうした児童生徒の状況や人数に応じて、学校ごとに異なっております。

(3) 初期日本語指導者について

**【教育長答弁】**

授業を行って学習指導をしていくのは、やはり教員が対応するのが適当であると考えております。しかし、先ほど答弁しましたとおり、本市の日本語指導教員は1名のみであるため、初期日本語指導者の数としては十分ではありません。このため、以前からボランティアの皆さんにより、子どもたちの支援を行っていただいております。

今後こうした方々と連携しながら、外国籍の子どもたちの日本語指導を進めていきたいと考えております。

(4) 学校教育における今後の初期日本語教育について

**【教育長答弁】**

初期日本語教育の進め方につきましては、外国人児童生徒の増加に伴い、「実態に追いついていない」のが現状となっております。

このため、現段階では、専属の教職員を採用、配置する計画はありませんが、今後もボランティアの皆様の支援を受けつつ、初期日本語教育の対応を進めるとともに、今後のさらなる外国人児童生徒の増加にも対応できるよう、各種の先進事例などについても、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

個人⑨ 丸山 幸子〔公明党尾張旭市議団〕

3 不登校対策について

(1) 本市の不登校児童生徒の実態について

**【教育長答弁】**

令和3年度から令和5年度までの、過去3年間の不登校児童生徒数の推移は、小学生が55人から99人へと増加しております。また、中学生も119人から150人へと増加しており、不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。

(2) 別室登校と校内支援ルームについて

**【教育長答弁】**

昨年度の旭中学校での事例に基づき、「登校可能な生徒」を対象とした「別室登校」と「校内教育支援ルーム」について御説明しますと、活動内容や部屋の雰囲気だけでなく、それぞれの「目的」において大きな違いがあります。

「別室登校」の場合は、「教室復帰」が目的となり、継続して学級にいるのが辛い生徒が、文字どおり別室を「学習する別の場所」として利用するものです。一方、「校内教育支援ルーム」の場合は、「社会的自立」を目的としていることから、在籍する学級に入ることが難しい生徒が「居場所」として利用するものです。

なお、生徒自身や保護者が、どちらを利用すれば良いのか、判断できない場合には、「別室登校」と「校内教育支援ルーム」の意味合いを丁寧に説明した上で、選択してもらうことから始めております。

また、ルールの違いとしましては、「別室登校」の場合、「教室復帰」が目標であるため、服装や身だしなみは「校則どおり」としてありますが、「校内教育支援ルーム」の場合は、生徒が利用しやすくなるよう、状況に合わせて柔軟に対応していることなどが挙げられます。

(3) 教育支援センターについて

ア 登録児童生徒数と実態について

【教育長答弁】

今年4月から開設しました「教育支援センター」には、5月末現在、26名の児童生徒が登録しております。その内訳は、小学生が15名、中学生が11名と、小学生の方が若干多い状況にあります。

なお、これらの登録児童生徒が、全員、毎日、通室するわけではないため、実質1日当たりの通室児童生徒数は、現在、平均8名程度となっております。

通室した児童生徒につきましては、午前中は、自分で決めたことを学習し、午後は、通室生同士の交流を目的とした「フレンドタイム」において、バドミントンや音楽活動を通じて、楽しく学んでおります。

イ 相談件数について

【教育長答弁】

今年度の教育支援センターでの相談件数は、今年の5月末現在で、延べ136件となっており、新規の相談が多くなっております。

なお、昨年5月末の相談件数は、延べ151件で、令和5年度の年間相談件数が、延べ1,404件でありましたので、これらの実績を踏まえますと、今年度も、同じような相談件数になると想定されます。

ウ 今後の課題について

【教育長答弁】

教育支援センターにつきましては、設置後2か月が経過したばかりでありますので、実質的な課題につきましては、これからいろいろと出てくるものと考えられます。そうした中で、まずは目に見える課題について申し上げますと、センターの中に設置した「教育支援ルーム つくしんぼ」の施設的な面に関することが挙げられます。

現在、この「つくしんぼ」には、小・中学生を合わせて30名近くが登録している関係上、小学1年生から中学3年生までが、一つの部屋で過ごしております。

その結果、「異年齢の子どもたちが交流できる」といった良い面もありますが、小学校低学年の児童が複数になると、やはり、落ち着きのない雰囲気となるため、自分の決めたことを行う際に集中することができないなど、支障をきたす場面も見受けられます。

その他、不登校を含め、支援の必要な児童生徒の社会的自立のためには、各小中学校と教育支援センターとの密接な連携が求められますので、これらを調整する機能の強化についても、課題の一つであると認識しております。

(4) 心の小さなSOSの早期発見について

【教育長答弁】

児童生徒の「心の小さなSOS」を早期に発見することは、児童生徒の心の安定において、大変重要なことであると認識しております。そのため、昨年度の3

学期に、市内小中学校のうち4校において、タブレット端末にあるアプリを活用した取組を試行しております。現在は、校長会などで、今回見出された課題の分析や改善策の検討などを進めております。

なお、今後は、今回試行した取組以外の方法も含め、児童生徒の「心の小さなSOS」を早期に発見するための方策を、引き続き模索してまいりたいと考えております。

(5) 教育メタバースの活用について

【教育長答弁】

今年3月の議会におきまして、他の議員の質問に御答弁申し上げましたが、「メタバース」というバーチャル空間は、児童生徒同士がそれぞれのアバターを通して対話を行うなど、相手の顔を認識することなく、やり取りすることができるため、「不登校児童生徒の居場所づくり」の面において、有効な手段の一つであると考えております。

そうした中、本市では現在、様々な理由によって登校できない児童生徒の、居場所づくりと集団生活への適応を促進するとともに、一人ひとりの状況を見極めながら社会的な自立を支援するため、先ほど御答弁した「教育支援ルーム つくしんぼ」における「対面での支援」に、力を入れております。このため、現時点において、直ちに「メタバース」を導入する考えは、持ち合わせておりません。

なお、こうした分野につきましては、今後ますます発展していくことが予想されますので、今後も引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

4 「コドマモ」アプリの普及促進について

【教育部長答弁】

愛知県警が中心となり、「産官学」連携のもと開発されたSNSの性被害防止アプリ「コドマモ」は、デジタル環境に置かれた子どもたちを様々な危険から守り、事故を未然に防ぐことのできるアプリであるため、本市におきましても、先日、守山警察署の担当者の方から説明をお聞きしたところであります。

また、その実績につきましても、昨年度の長久手市での実証実験を通じて確認しており、個人用スマートフォンを所持する児童生徒が増加している中、大変有益なものであると認識しております。

このため、現在、各学校の生徒指導担当者が中心となって、その普及に関する周知啓発方法を検討しているところでありますが、子どものスマートフォンの所持に関しましては、各御家庭の判断となりますので、PTA連絡協議会などの御協力をいただきながら、周知啓発を進めていくことについても、検討してまいりたいと考えております。

個人⑩ 川村つよし【日本共産党尾張旭市議団】

2 やさしい日本語による窓口対応について

(4) 図書館の使い方について

【教育部長答弁】

「図書館の使い方」につきましては、英語と日本語で作成した絵や記号を指で、差し示すことによって、「したいこと」や「困っていること」が伝えられる「コミュニケーションボード」を活用して御説明するようしております。

また、外国語による表示ではありませんが、簡易な日本語で利用方法や新着資料などを案内するとともに、本の検索や予約もできる「こどものページ」を、図書館のホームページ上に開設しております。

さらに、昨年度は「こども向け尾張旭市立図書館使い方ガイド」を作成し、こちらでも簡易な日本語で「図書館を便利に使うことのできる情報」を提供しております。しかし、いずれも海外の方による利用を想定しますと、まだまだ改善の余地がありますので、他市の事例などを参考にしながら、改善を重ねてまいりたいと考えております。

### 3 小中学校の校外学習における事故防止について

#### 【教育長答弁】

学校教育を行っていくうえで、学校内だけに限らない「校外での活動」は、児童生徒にとって、大切な教育活動となります。一方「学び」については、安全な環境の下で実施されることが不可欠となります。そのため、校外学習を行う際は、宿泊を伴わない場合においても、危険箇所はないか、どこに気を付けて実施しなければならないかなど、原則下見を行い、実施できるようにしております。

下見の際には、活動場所や行程が安全であるかどうかはもちろんのこと、トイレの場所や個室の数、また配慮が必要な児童生徒への対応も、安全確保の一環として確認しております。また、最近では、熱中症や天候不良への対応も、事故防止の一つとして必要となっております。さらに、下見後におきましても、活動の内容や時間、行程が適当であったかどうかを再確認するとともに、緊急事態が起きた際の連絡系統の確立や、引率の教職員が何名必要かといったことを検討するなど、実施に向けた準備へとつなげております。

## 個人⑭ 安田 吉宏〔令和あさひ〕

### 3 「城山野球場」について

#### (1) 位置付けについて

#### 【教育部長答弁】

城山野球場は、市内唯一の総合公園である「城山公園」の運動施設として、昭和49年に整備されて以来、軟式野球連盟やスポーツ少年団による「市民スポーツ大会」のほか、中日ドラゴンズOBによる野球教室などといったイベントも、数多く開催されております。このため、子どもにとっても、また大人にとっても、城山野球場での試合は「特別視」されるほどの施設となっております。

また、野球場としての利用以外は、原則禁止しておりますが、御承知のとおり、城山公園で開催される「市民祭」や「あさひ夏フェスタ」などの際には、イベント会場の一つとして活用しており、多くの方々が集う市内有数の施設となっております。

さらに、災害時においては、応急仮設住宅の建設用地やライフラインの復旧用地等として活用することとしており、本市にとっては大変重要な施設であると認識しております。

#### (2) 施設の状況について

#### 【教育部長答弁】

城山野球場につきましては、安全で快適に利用していただくため、グラウンドの土の補充や整備、草刈りなどといった日々の維持管理のほか、付帯設備の改修

なども行っておりますが、整備から約50年を経過しておりますので、施設のあちこちで老朽化が進んでおります。

そのうちグラウンドにつきましては、イベント会場としても活用しているため、通常の「土の補充」などだけでは、野球場としての良好な状態を保持することが困難な状況となっております。こうしたことから、抜本的な改修の必要な時期が迫ってきているものと認識しております。

(3) 猛暑対策について

【教育部長答弁】

記録的な猛暑によって、近年スポーツ活動中の熱中症事故が、全国各地で相次いでおります。このため、機会あるごとにその対策に係る啓発を行っており、城山野球場におきましても「熱中症警戒アラート」が発令された際には、利用者の申出によって利用料の還付を行うなどの対応も実施しております。しかし、夏季における試合などにおいては、このような取組だけでは不十分なところがあり、事実、利用者の皆様からは、環境整備に係る声を数多くお寄せいただいております。

なお、公益財団法人日本スポーツ協会発行の「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」では、「スポーツによる熱中症事故は、無知と無理によって健康な人に生じるものであり、適切な予防措置さえ講ずれば防げるものである」とされております。

このため、無理なく施設を利用でき、また適切に予防措置ができるように、先日、バックネット本部席に、エアコンを新規で設置したところであります。また、今後は1塁側と3塁側ベンチに扇風機も新規で設置し、城山野球場利用者の皆様の熱中症対策につなげてまいりたいと考えております。

(4) 冬季ナイター利用について

【教育部長答弁】

本市における「ナイター利用」が可能な体育施設は、「城山野球場」と「南グラウンド」、そして「城山テニスコート」と、学校開放している「中学校の運動場」があります。

このうち、「城山テニスコート」につきましては、利用される皆様からの御要望を受け、昨年11月から冬季の「ナイター利用」を開始しており、早速、多くの方々に御利用をいただきました。その結果、現在は「城山野球場」だけが、冬季の「ナイター利用」ができない施設となっておりますが、隣接する「城山テニスコート」での「冬季ナイター利用」が今回開始されたことを受け、野球場に対しても、同様の対応を求める声が多く届いているところであります。

こうしたことから、より一層のスポーツ振興や施設の利用促進、さらには新たな利用機会の創出などを図るためには、城山野球場の「冬季のナイター利用が必要である」と、強く感じているところでありますので、今後具体化に向けた対応を進めてまいりたいと考えております。

(5) 今後について

【教育部長答弁】

体育施設の老朽化対応につきましては、計画に沿って順番に進めておりますが、急な故障など、「計画にない対応」が必要な場合も多々あるため、なかなか城山野球場の整備までは、手が付けられないのが現状となっております。

しかし、先ほども申しあげましたとおり、城山野球場での試合が「特別視」されていることなどを踏まえ、少なくとも内野部分の整備につきましては、早期に対応するとともに、その後は順次、利用者の皆様のニーズに合わせた改修へと、歩みを進めていく必要があると認識しております。

今年3月に策定しました「第2次尾張旭市教育振興基本計画」におきましても、「体育施設の適切な維持管理」は、「文化・スポーツの振興」に係る「事業の一つ」として掲げておりますので、利用者が安全快適に施設を使用できるように、施設の状態を確認した結果などに基づき、計画的かつ効率的な改修を進めてまいりたいと考えております。

## 個人⑮ 榊原 利宏〔日本共産党尾張旭市議団〕

### 2 学校給食の地産地消について

#### (1) 学校給食における地産地消について

##### 【教育部長答弁】

本市の学校給食では、「食を通じて環境に優しい生活をしよう」を、基本目標の1つに掲げた「第3次尾張旭市食育実行プラン」に基づき、「地産地消の推進」の観点から尾張旭市産や愛知県産の野菜等を増やす取組を進めております。

また、今年3月に策定した「第2次尾張旭市教育振興基本計画」におきましても、学校における食育を推進するため、地元食材を積極的に学校給食に取り入れ、地産地消を推進することとしております。

こうした取組を進めることによりまして、「食育の視点」からは、児童や生徒が地域の自然や環境、食文化や産業などに対する理解を、身近に実感を持って深めることができるほか、生産者の努力や食に対する感謝の気持ちを醸成することにもつながると捉えております。また、顔の見える安全で安心な、しかも新鮮な地元産の食材を提供することは、「食の安全確保の視点」からも、有効であると捉えております。

#### (2) 学校給食における地産地消に該当する農産物について

##### 【教育部長答弁】

ただいま「学校給食に使うために必要な、市内産農産物の必要量と、実際の入荷量の関係について」として御質問をいただきましたが、御理解をいただきやすいように、これを「学校給食で使用した農産物の全体量と、そのうちの市内産農産物の量」に置き換え、またさらに、令和5年度中に入荷した主な野菜のうち、使用量の多い4品目に絞ってお答えをさせていただきます。

まず、最も使用量の多かった「玉ねぎ」につきましては、年間で約27,800kgを使用しましたが、そのうちの9%に当たる約2,500kgが尾張旭市産でありました。

続いて、次に使用量の多かった「キャベツ」につきましては、年間で約13,500kgを使用しましたが、そのうちの34%に当たる約4,600kgが尾張旭市産でありました。

そして、次に使用量の多かった「大根」につきましては、年間で約9,000kgを使用しましたが、その40%に当たる約3,600kgが尾張旭市産。また、その次に使用量の多かった「白菜」は、年間で約3,200kgを使用しましたが、その12%に当たる約400kgが尾張旭市産でありました。

なお、冬の旬な時期に、年1回使用しております尾張旭市の特産品「プチベール」につきましては、年間で43kg使用しましたが、その全てが尾張旭市産でありました。

(3) 減農薬、有機栽培などの食材の調達について

**【教育部長答弁】**

安全で豊かな食をもたらすため、農薬を使わない有機栽培や減農薬の農産物を、学校給食で子どもたちに提供する自治体が、近年増えつつあるとお聞きしております。なお、本市におきましては、こうした農産物を安定的に調達できる体制が整っておらず、これに伴いコスト面においても課題があるため、現時点においては減農薬や有機栽培の食材を導入する予定はありません。

しかし、学校給食を通じ、子どもたちと有機農業の生産者がつながることによって、食の安全に加え、地域の有機野菜の安定生産にもつなげる取組もあるようですので、今後はそうした動向についても注視してまいりたいと考えております。

## 1 7月校長会議等について

### 1 7月校長会議

#### (1) 教育長

- 地域から信頼される学校
- 人事管理及び在校時間
- 教職員の育成
- 夏休みを迎えるにあたって

#### (2) 教育部長

- 令和6年6月市議会定例会について
- 「ワーク・ライフ・バランス推進強化月間」について
- 無形民俗文化財に関する活動への応援について
- チャレンジ事業について

#### (3) 管理指導主事

- 夏季休業中の服務について
- 教職員の不祥事根絶に向けて
- 令和7年度使用教科用図書の採択について

### 2 学校の様子

- 7月に入り、「熱中症警戒アラート」が発令される日や最高気温が35℃を超える日があった。各教室では、エアコンの稼働により快適な環境で授業が行われているが、一方、屋外での体育授業や諸活動を見合わせる学校が多くあった。
- 7月19日（金）が、小中学校の1学期終業式となっている。長期休業に入ることから、交通事故の予防、水難事故の予防、熱中症の予防、自殺の予防といった事前指導を、各小中学校で実施している。
- 中学校総合体育大会 瀬戸・尾張旭大会が行われ、中学生が各種目において熱戦を繰り広げた。中学校からは、団体種目・個人種目ともに、上位大会への出場が決まったとの報告を受けている。



# 1 後援・推薦行事について

令和6年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
18	推薦	えいか マリンバ とれもろ リサイタル	尾張旭市文化会館	令和6年12月14日(土)	マリンバの演奏の基本になるトレモロで、マリンバの魅力的な音の響きと広がりを感じていただくとともに、音楽の楽しさを広く市民に伝えることを目的として開催する。	Wood-Friend 会長 松原 範明
19	後援	囲碁お試し講座	尾張旭市中央公民館	令和6年7月28日(日)から8月11日(日)8月25日(日)から9月8日(日)まで	囲碁を全く知らない大人、子どもを対象にした囲碁講座を実施することにより、囲碁の普及活動を行う。	尾張旭市民囲碁の会 会長 水谷 成造
20	後援	国際交流&イングリッシュキャンプ	愛知県美浜自然の家、愛知県旭高原自然の家、愛知県野外教育センター	令和6年8月31日(土)から12月2日(日)まで	東日本大震災、全国各地災害の仮設住宅入居者児童、避難所入居児童及びコロナ禍による子どもたちの心のケア支援の一助とし、子どもたちの国際交流、多文化共生、小学校外国語活動の促進を目的としたキャンプを開催する。	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹
21	後援	夏休みテニス教室	テニスラウンジ新瀬戸駅前	令和6年7月24日(水)から8月30日(金)まで	身体を動かすことの楽しさ、テニスの楽しさをさらに多くの人たちに広めて健康で明るく生きがいのある社会作りに寄与する。	株式会社 テニスラウンジ 代表 江口 夏樹

22	後援	テニス祭り	テニスラウンジ新瀬戸駅前	令和6年9月22日 (日)、23日 (祝)	テニスの日を通じ、身体を動かすことの楽しさ、テニスの楽しさをさらに多くの人たちに広めて健康で明るく生きがいのある社会作りに寄与する。	株式会社 テニスラウンジ 代表 江口 夏樹
23	後援	福祉マインドフェア尾張旭2024	渋川福祉センター	令和6年8月3日 (土)	ボランティア連絡協議会加入団体が一堂に会し、日頃の成果の発表や福祉バザーを実施する。	社会福祉法人尾張旭市 社会福祉協議会 会長 秋田 誠
24	後援	第16回菊武夏まつり	尾張旭キャンパス (名古屋産業大学、名古屋経営短期大学)	令和6年8月24日 (土)	尾張旭市及び近隣市町の市民との交流を深め、地域貢献の一環として夏まつり実施する。同日に行われる「あさひ夏フェスタ2024」との連携も図る。	学校法人 菊武学園 理事長 高木 弘恵

許可件数7件（後援6件、推薦1件）

## 2 情報公開請求について

請求年月日	令和6年6月10日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	(1) 本地原小学校トイレ改修工事(建築・電気) (2期) 設計書 (2) 城山小学校トイレ改修工事(建築・電気) (2期) 設計書
決定年月日	令和6年6月19日
開示区分	一部公開
開示文書名	(1) 本地原小学校トイレ改修工事(建築・電気) (2期) 設計書 (2) 城山小学校トイレ改修工事(建築・電気) (2期) 設計書
担当部署	教育政策課
備考	<p>1 非公開とした部分 備考欄に記載した内容</p> <p>2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第5号に該当 本市が行う工事施行事務における設計書の備考欄には、設計書の作成を効率的かつ適正に行うために必要な情報が記載されているが、当該部分を公表することにより、次のおそれがある。</p> <p>(1) 本市の設計書作成に係る考え方が推測されることにより、今後の契約について市の利益が損なわれるおそれ</p> <p>(2) 設計単価の作成者との信頼関係を損なうおそれ</p>

請求年月日	令和6年6月7日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	(1) 旭中学校の令和6年度4月分「在校時間状況記録一覧表」 (2) 旭中学校非常勤講師の令和5年度週指導案 (3) 旭中学校非常勤講師の令和4年～6年の講師登録書
決定年月日	令和6年6月21日
開示区分	一部公開
開示文書名	(1) 旭中学校の令和6年度4月分「在校時間状況記録一覧表」 (2) 旭中学校非常勤講師の令和5年度週指導案
担当部署	学校教育課
備考	<p>1 非公開とした部分 旭中学校非常勤講師の令和4年～6年の講師登録書</p> <p>2 非公開理由 請求のあった(3)の公文書は、請求該当者の旭中学校非常勤講師に関しては作成の必要がなく、存在しません。</p>

請求年月日	令和6年6月7日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	旭中学校の令和6年度4月分「出勤簿」
決定年月日	令和6年7月1日
開示区分	一部公開
開示文書名	旭中学校の令和6年度4月分「出勤簿」
担当部署	学校教育課
備考	<p>1 非公開とした部分 出勤簿の給与の計算や生年月日に関する部分</p> <p>2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>

## 1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について

### 1 趣旨

身の回りのものごとについてじっくりと考え、テーマを持って取り組むことで、主体的に挑戦してみることや試行錯誤を繰り返しながら課題を解決するよさを実感させる環境づくりを進めることを目的に、作品募集及び展示を行い、主体的に課題解決に向かう姿勢を育成する。

### 2 応募資格

#### (1) 小学校の部

尾張旭市立小学校在籍の小学3～6年生

#### (2) 中学校の部

尾張旭市立中学校在籍の中学生

### 3 表彰

#### (1) 教育長賞

1名 賞状、副賞

#### (2) 優秀賞

1名 賞状、副賞

#### (3) 佳作

8名 賞状

### 4 選出作品の展示

#### (1) 展示期間

令和6年9月13日(金)から20日(金)まで

#### (2) 展示場所

スカイワードあさひ4階ギャラリーあさひ

#### (3) 表彰作品の取り扱い

表彰作品については、市役所ホールでの展示(令和6年10月1日(火)～7日(月))を行う。

### 5 昨年度の応募状況

小学校 551名

中学校 46名

### 6 昨年度の受賞作品

- 教育長賞「生ゴミがたい肥になるまで」
- 優秀賞「震災遺構「仙台市立荒浜小学校をおとずれて」

## 2 令和6年度 学校運営協議会委員の任命について

### 【変更前】

学校名	氏名	所属・役職等について	備考
西中学校	森 和雄	青少年健全育成推進会議西中学校区支部長	再任
	田中 光美	連合自治会長、後援会会長	再任
	三浦 雅子	元PTA副会長	再任
	北林 美智子	みらい子育てネット瑞鳳会長	新任
	川村 剛	PTA会長	新任
	弘島 朋子	PTA副会長	新任
	浅見 行則	同窓会会長	新任
	伊藤 彰浩	校長	再任
	井上 千景	教頭	新任
	額額 剛	教務主任	再任
	加藤 憲一	校務主任	新任

### 【変更後】

学校名	氏名	所属・役職等について	備考
西中学校	森 和雄	青少年健全育成推進会議西中学校区支部長	再任
	田中 光美	連合自治会長、後援会会長	再任
	三浦 雅子	元PTA副会長	再任
	北林 美智子	みらい子育てネット瑞鳳会長	新任
	川村 剛	PTA会長	新任
	水野 由紀子	PTA副会長	新任
	浅見 行則	同窓会会長	新任
	伊藤 彰浩	校長	再任
	井上 千景	教頭	新任
	額額 剛	教務主任	再任
	加藤 憲一	校務主任	新任

### 【変更理由】

西中学校から委員の変更をしないと申出があったため。

## 1 第43回市民ゴルフ大会の開催について

### 1 趣旨

市民がスポーツに親しみ、競技力の向上と生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう本大会を開催します。

### 2 日時

令和6年10月25日（金）及び26日（土） 午前7時15分スタート  
開会式 令和6年10月26日（土）午前6時30分（予定）

### 3 場所

ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場（西コース）

### 4 参加資格

市内在住、在勤、在学のアマチュア競技者

### 5 定員

300人（金曜の部180人、土曜の部120人）

※過去参加者数（R3はコロナにより中止のため、申込者数を掲載）

年度	西コース	東コース	合計
R5	143人	77人	220人
R4	124人	57人	181人
R3	157人	55人	212人

### 6 競技方法

- (1) 18ホール・ストロークプレイ（ダブルペリア方式）
- (2) クラスは金曜の部総合・土曜の部総合の2クラス編成

### 7 申込期間

令和6年7月4日（木）から7月19日（金）まで

### 8 主催等

- (1) 主催  
尾張旭市、尾張旭市教育委員会、尾張旭市スポーツ協会
- (2) 主管  
尾張旭市民ゴルフ大会実行委員会、尾張旭市ゴルフ協会







第12号議案

令和7年度使用教科用図書の採択について

令和7年度使用教科用図書を別記のとおり採択するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第12号の規定に基づき、付議するものとする。

令和6年7月17日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立小中学校において、令和7年度に使用する教科用図書を採択するため必要があるからである。



## 令和7年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	光村図書出版	光村図書出版

## 令和7年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	有	光村図書出版	教育出版
社会（地理）	無	東京書籍	東京書籍
社会（歴史）	無	東京書籍	東京書籍
社会（公民）	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽（一般）	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽（器楽）	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外国語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	教育出版	教育出版



## 愛知県令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(以下「教科書」という。)を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

### 記

#### ○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

#### ○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から9の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

- 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について  
市町村教育委員会は、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について  
市町村教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。
- 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について  
市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。  
学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立中学校(夜間中学を含む)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

夜間中学において、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合は、「小学校用教科書目録(令和7年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択することもできる。

6 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和7年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和7年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

8 国立(特別支援学校小学部を含む)及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。

9 国立(特別支援学校中学部を含む)及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。



6尾東採協第18号  
令和6年7月8日

各市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会  
会長 大澤孝明  
(公印省略)

令和7年度使用小学校教科用図書の採択について (通知)

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

- 1 令和7年度使用小学校教科用図書 資料1

## 資料1

## 令和7年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	光村図書出版	光村図書出版



6尾東採協第19号  
令和6年7月8日

各市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会  
会長 大澤孝明  
(公印省略)

令和7年度使用中学校教科用図書の採択について (通知)

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

- 1 令和7年度使用中学校教科用図書 資料2

## 資料2

## 令和7年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	有	光村図書出版	教育出版
社会（地理）	無	東京書籍	東京書籍
社会（歴史）	無	東京書籍	東京書籍
社会（公民）	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽（一般）	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽（器楽）	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外国語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	教育出版	教育出版

(昭和三十八年法律第百八十二号)

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

### (教科用図書の採択)

- 第十三条** 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
  - 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
  - 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
  - 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
  - 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

### (同一教科用図書を採択する期間)

- 第十四条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(昭和三十九年政令第十四号)

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

### (採択の時期)

**第十四条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

- 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

### (同一教科用図書を採択する期間)

**第十五条** 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われなかったこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われなかったこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。